

◆離島活性化交付金等事業計画に記載された事業等のうち、令和3年度に実施するもの

(様式1)

都道府県名	対象指定地域数:1 対象離島数:2	沖の島地域(沖の島、鶴来島)
高知県		

対象指定地域	計画期間	対象離島	市町村	離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項				
				政令で定める事業等 (別紙1参照)	実施主体	実施年度	離島振興計画に基づく事業等の内容	うち、令和3年度に実施する事業等の内容
沖の島	2年 (R3～R4)	沖の島	宿毛市	B	市町村	R3～R4	人の往来等に要する費用の低廉化『物流コストの低廉化を図る』 ・プロパンガス価格安定事業 ・宿毛市離島航路車検時利用補助金	・プロパンガスボンベ往復輸送費の全額補助 ・車検時復路輸送費の一部補助
沖の島	2年 (R3～R4)	沖の島	宿毛市	E	県市町村	R3～R4	医療の確保等『へき地診療所及びへき地医療拠点病院の施設・設備整備や運営費に対する支援、医師不在の場合の代診医の派遣』 ・診療所の運営費や施設・設備の整備費に対する支援及び診療所の代診の実施等 ・医師不在による代診医の報償費・旅費の支給	・診療所の運営や代診の実施等を行う。
沖の島	2年 (R3～R4)	沖の島	宿毛市	F	市町村	R3～R4	妊婦の健康診査等必要な医療を受ける機会の確保等『妊婦の健康診査や出産その他の場合の通院などに伴う費用負担の軽減』 ・沖の島地区通院費補助(妊婦一般健診、出産に伴う産婦人科通院の旅客運賃の補助)	・妊婦一般健診、出産に伴う産婦人科に通院する場合の定期船運賃の補助を行い、妊婦の健康診査等必要な医療を受ける機会の確保を図る。 ・令和2年10月からは産婦検診についても運賃補助
沖の島	2年 (R3～R4)	沖の島	宿毛市	H	その他の者(観光協会)市町村	R3～R4	観光の開発『観光・物産イベントへの参加による効果的な観光情報の発信、来島した観光客の島内移動の利便性の向上のための取り組み』 国内及び国外との交流の促進に関する事業『地域資源を活用したイベントの実施』 ・沖の島循環バス夏期土日休日運行事業 ・宿毛市離島航路中学生利用者補助金 ・沖の島体験型観光促進事業費補助金(沖の島観光協会補助金) ・沖の島観光物産等宣伝活動事業費補助金(沖の島観光協会補助金) ・あったかふれあいセンター事業(地域の交流拠点「集いの場」の運営) ・集落活動センター事業(持続可能な集落づくり)	・島内移動の利便性の向上のため、夏期の土日・祝日に島内循環バスを運行する。 ・観光客の増加、沖の島地区住民の経済的負担の軽減を図るため、中学生利用者に対し、定期船運賃の補助を行う。 ・観光・物産イベントへの参加により効果的な観光情報の発信を行う。 ・あったかふれあいセンターの運営により、地域の支え合い・集いの場となる拠点の確保を図る。 ・集落活動センターの運営により、担い手や交流人口の拡大につなげ、持続可能な集落づくりを図る。

対象指定地域	計画期間	対象離島	市町村	離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等で政令で定めるものに関する事項				
				政令で定める事業等 (別紙1参照)	実施主体	実施年度	離島振興計画に基づく事業等の内容	うち、令和3年度に実施する事業等の内容
沖の島	2年 (R3～R4)	沖の島	宿毛市	B	市町村	R3～R4	人の往来等に要する費用の低廉化『物流コストの低廉化を図る』 ・プロパンガス価格安定事業 ・宿毛市離島航路車検時利用補助金	・プロパンガスボンベ往復輸送費の全額補助
沖の島	2年 (R3～R4)	鵜来島	宿毛市	E	県	R3～R4	へき地医療拠点病院の実施する無医地区巡回診療事業の必要経費に対する補助	へき地医療拠点病院の実施する無医地区巡回診療事業の必要経費に対する補助
沖の島	2年 (R3～R4)	鵜来島	宿毛市	F	市町村	R3～R4	妊婦の健康診査等必要な医療を受ける機会の確保等『妊婦の健康診査や出産その他の場合の通院などに伴う費用負担の軽減』 ・沖の島地区通院費補助(妊婦一般健診、出産に伴う産婦人科通院の旅客運賃の補助)	・妊婦一般健診、出産に伴う産婦人科に通院する場合の定期船運賃の補助を行い、妊婦の健康診査等必要な医療を受ける機会の確保を図る。 ・令和2年10月からは産婦検診についても運賃補助
沖の島	2年 (R3～R4)	鵜来島	宿毛市	H	その他の者(観光協会) 市町村	R3～R4	観光の開発『観光・物産イベントへの参加による効果的な観光情報の発信、来島した観光客の島内移動の利便性の向上のための取り組み』 国内及び国外との交流の促進に関する事業『地域資源を活用したイベントの実施』 ・宿毛市離島航路中学生利用者補助金 ・沖の島体験型観光促進事業費補助金(沖の島観光協会補助金) ・沖の島観光物産等宣伝活動事業費補助金(沖の島観光協会補助金) ・集落活動センター事業(持続可能な集落づくり)	・観光客の増加、沖の島地区住民の経済的負担の軽減を図るため、中学生利用者に対し、定期船運賃の補助を行う。 ・観光・物産イベントへの参加により効果的な観光情報の発信を行う。 ・集落活動センターの運営により、担い手や交流人口の拡大につなげ、持続可能な集落づくりを図る。